

食中毒の発生及び対応について

1 事件の概要

令和5年5月14日、中野区内のボランティア事業で調理されたチキンカレー弁当を食べた16名が同日14時30分から5月16日3時にかけて下痢、腹痛などの食中毒症状を呈した。入院患者、重症患者は出ていない。

中野区保健所では、5月15日、中野区役所職員より通報を受け、下記届出者に対し調査及び患者調査を実施した。この結果、患者検便13検体中11検体、調理従事者検便5検体中2検体、利用者が保存していたチキンカレー弁当からウエルシュ菌が検出された。さらに、患者は下痢、腹痛を主とする症状であり、発症までの潜伏期間が一峰性を示していること、また、発症の原因となりうる共通食品は当該ボランティア事業で調理提供した食事以外にないことから、当該ボランティア事業が提供したチキンカレー弁当が原因の食中毒と断定した。

原因食品は、当該ボランティア事業が調理提供したチキンカレー弁当で、原因物質はウエルシュ菌であった。

本件で提供された弁当のチキンカレーは、当日朝に調理完成後、提供までの約3時間の間にウエルシュ菌が増殖したと考えられること、提供前の再加熱および再加熱の際の攪拌が不十分であったことが原因と推測される。

区では、食中毒再発防止のため当該届出者に対し衛生指導を行うとともに、食品衛生法第69条の規定に基づき、5月23日から5月29日まで7日間、区ホームページにおいて食中毒が発生した旨を公表した。

2 原因施設

- (1) 所在地 東京都中野区
- (2) 業 種 ボランティア給食(都通知に基づく届出事業)

3 食品衛生法違反の内容(根拠法令等)

食中毒の原因となった食事の提供(食品衛生法第6条第3号違反)

4 再発防止の措置

届出者に対し、カレー等大鍋で調理するものについては調理後常温で放置しないこと、提供直前にもよくかき混ぜながら十分に加熱すること等、食中毒予防に関する衛生指導を行った。また、区内で類似の事業を行っている者に対し、同様の内容で衛生講習会を実施した。